

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第3号

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第3条、第4条関係） 1～5 略 6 <u>香川県議会政務活動費交付条例</u> （平成13年香川県条例第4号）第9条 7～9 略	別表第2（第3条、第4条関係） 1～5 略 6 <u>香川県議会政務調査費交付条例</u> （平成13年香川県条例第4号）第9条 7～9 略
別表第6（第5条関係） 1～6 略 7 <u>香川県議会政務活動費交付条例</u> 第9条 8～12 略	別表第6（第5条関係） 1～6 略 7 <u>香川県議会政務調査費交付条例</u> 第9条 8～12 略

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。